別表第二中

南アフリカ共和国	モーリタニア
ランド	ウギア
90	3,000
90	3,000
9	300

を

南アフリカ共和国	南スーダン	モーリタニア
ランド	ポンド	ウギア
90	30	3,000
90	30	3,000
9	3	300

に改める。

別表第三中

南アフリカ共和国	モーリタニア
ランド	ウギア
540	17,900
1,075	35,700
540	17,900

を

南アフリカ共和国	南スーダン	モーリタニア
ランド	ポンド	ウギア
540	179	17,900
1,075	357	35,700
540	179	17,900

に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十五年七月一日から施行する。

2　この省令による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項各号（第一号を除く。）に掲げる処分又は事務の処理の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分又は事務の処理の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

○外務省令第十三号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第四項、旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項及び旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）附則第二条第四項の規定に基づき、国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年六月七日

外務大臣　岸田　文雄

国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

（国外における旅券手数料の額を定める省令の一部改正）

第一条　国外における旅券手数料の額を定める省令（平成十八年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表中

南アフリカ共和国	ランド	1,720	1,180	640	640	170	100	270	270
モーリタニア	ウギア	57,100	39,300	21,400	21,400	5,700	3,200	8,900	8,900

を

南アフリカ共和国	ランド	1,720	1,180	640	640	170	100	270	270
南スーダン	ポンド	571	393	214	214	57	32	89	89
モーリタニア	ウギア	57,100	39,300	21,400	21,400	5,700	3,200	8,900	8,900

に改める。